

長期相続登記等未了土地解消事業による成果

法務省民事局

□ 具体例

★平成29年7月九州北部豪雨復旧・復興事業（福岡県朝倉市）

記録的豪雨の影響により市内各地で災害が発生した
 速やかに復旧工事を進めるため、朝倉市からの求めに応じ、
朝倉市の土地約2,000筆の土地について、登記官が**800人**
を超える登記名義人の法定相続人の探索を実施した
 法定相続人情報の活用により所有者探索が大幅に
 省力化された

(自治体が実施した事例においては、)登記簿に明治時代の所
 有者しか記載されていなかったことから、所有者の把握に
 時間を要し、用地取得に**約10年要した**
 (出典：平成29年6月所有者不明土地問題研究会中間整理)

→迅速な復旧・復興作業の実施に寄与

相続人が最も多い
 土地では、1筆で
 およそ**290人**もの
 相続人が存在



法定相続人情報
 の活用により、
 迅速な復旧工事
 が実現



<被災地域（志波地区）の復旧の様子>（出典：朝倉市）

★平成30年7月豪雨災害復旧事業（岡山県倉敷市）

甚大な被害が生じた真備地区の**土地約1,600筆の土地**について、
 登記官が**700人を超える登記名義人の法定相続人の探索を実施**
 →上記同様、法定相続人情報が迅速な復旧・復興作業の実施に寄与

<末政川復旧工事の様子>（出典：岡山県）



★復旧事業以外の各種公共事業においても活用

- 八丈町道路拡張事業（東京都）
- 開成駅前通り線周辺地区
土地区画整理事業（神奈川県）
- 国道422号線道路改築事業（滋賀県）
- 仙台市海岸公園整備事業（宮城県） 等

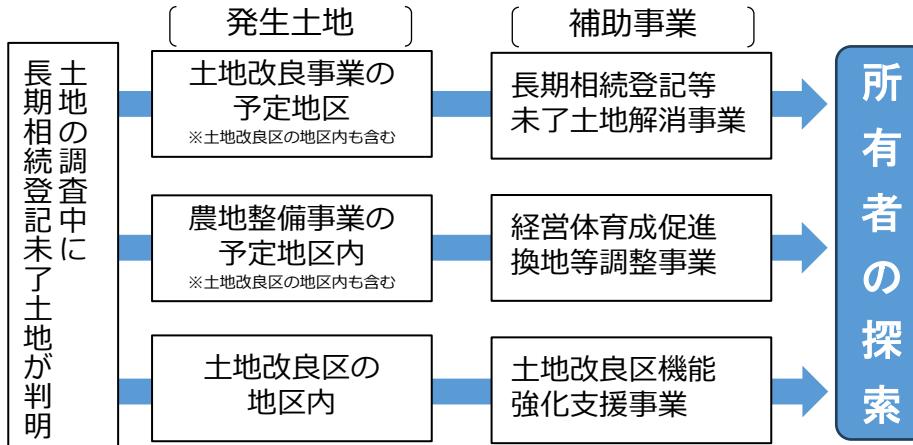
7 長期相続登記等未了土地解消事業③

- ・本事業は「公共の利益となる事業」を対象としており、「土地改良法による土地改良事業」も対象です。
- ・土地改良区及び土地改良事業団体連合会も本事業の活用が可能です。

【土地改良事業における活用例】

【本事業の手続き】

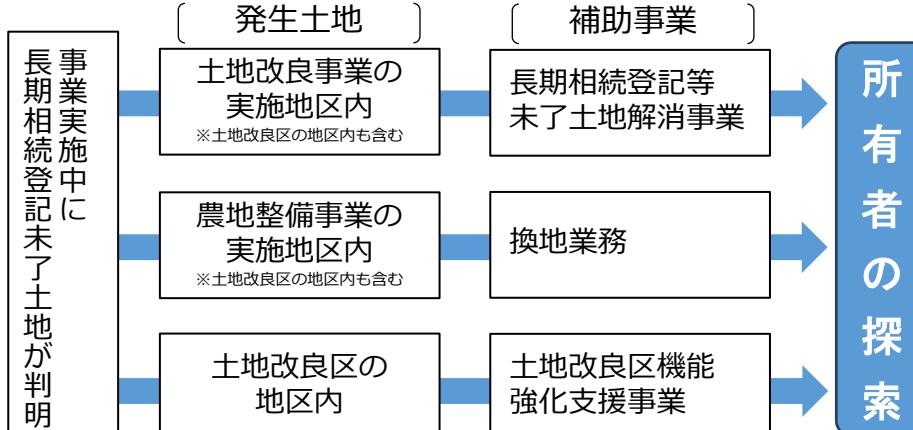
○土地改良事業実施前



- ✓ 本事業は、法務局が年度ごとに実施。
- ✓ 事業実施主体から法務局への要望の提出が必要。
- ✓ 要望の提出方法は、次のとおり。
 - ・都道府県又は市町村を経由して管轄の法務局の本局登記部門（不動産登記担当）に提出する方法
 - ・管轄の法務局に直接提出する方法

※様式は以下のリンク先（法務省）を確認してください。
- ✓ 提出した要望は、翌年度に実施される本事業の対象の選定候補となるが、法務局では、公共の利益となる事業のうち、緊急性・必要性の高いものを優先的に実施するため、選定の結果、本事業の対象とならない場合がある。
- ✓ 他の補助事業と重複がないように調整が必要。

○土地改良事業実施中



【参考】

[法務省：地方公共団体など公共事業を担う皆様へ](#)

